

武蔵野市（以下「市」という。）は、平成 24 年 3 月 30 日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI（Private Finance Initiative）法」という。）第 5 条第 3 項に定める手続きに準じて、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の実施に関する方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）を公表しました。今般、同法第 6 条の規定に準じて、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）を特定事業に相当する事業として選定したので、同法第 8 条の規定に準じて客観的評価の結果をここに公表します。

平成 24 年 9 月 26 日

武蔵野市長 邑上 守正

特定事業「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業」の選定について

1 事業の概要

(1) 事業名称

新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

ア 名称

新武蔵野クリーンセンター（仮称）

イ 種類

一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）

ウ 施設の概要

(7) 焼却施設（熱回収施設）

計画ごみ量は約30,607 t / 年とし、計画ごみ質は基準ごみ9,300 kJ / kg、低質ごみ6,000 kJ / kg、高質ごみ13,500 kJ / kg とします。

施設規模は120 t / 日（2系列、24時間連続稼働）とし、処理方式はストーカ方式とします。

(1) 不燃・粗大ごみ処理施設

計画ごみ量は約2,184 t / 年とします。

施設規模は10 t / 5 h とします。

(3) 公共施設等の管理者等

武蔵野市長 邑上 守正

(4) 事業目的

本事業は、武蔵野クリーンセンター（以下「既存クリーンセンター」という。）のごみ処理設備が耐用年数を迎つつあることから建て替えるにあたり、市民参加方式により策定した「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」（平成23年7月武蔵野市）に基づき、安全かつ安心な新武蔵野クリーンセンター（仮称）（以下「本施設」という。）の整備及び運営について、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施することを目的とします。

(5) 事業の概要

本事業は、市が所有する本施設の整備及び運営を一括して民間事業者を実施させるとともに、長期複数年にわたり本施設の運営を包括的に委託する、いわゆるDBO（Design Build Operate デザイン ビルド オペレート）方式により実施するものとします。

また、本施設の運営を長期複数年にわたり安定的に継続させるために、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）は、本施設の運営の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に規定する株式会社（以下「運営事業者」という。）を設立することとし、当該運営事業者が事業者とともに本施設の運営を実施することとします。

事業者は、既存クリーンセンターが稼働している間に、本施設のうち焼却施設（熱回収施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、煙突の内筒（既存クリーンセンターの外筒を再利用）及びこれらに関連する附帯施設から構成される新工場棟を整備し、新工場棟を市に引き渡したうえで運営事業者とともに新工場棟の運営を実施することとします。

市は、新工場棟の引き渡しを受けてから、既存クリーンセンターのうちごみ処理設備が備えられている工場棟の部分を解体撤去し、既存クリーンセンターの管理棟部分のリニューアル工事を行うこととします。

事業者は、市による既存クリーンセンターにおける工場棟の解体撤去の完了後から本施設のうち新管理棟、再利用する煙突の外筒部分の耐震補強部分、連絡通路及び関連する附帯施設から構成される新管理棟等を整備し、完成後に市に引き渡すこととします。

(6) 特定事業の業務内容

本事業において事業者及び運営事業者が実施する業務は、次のアからウまでに掲げるものとします。

ア 経営管理業務

本事業を長期複数年にわたり安定的に継続させるための運営事業者自らの経営管理業務

イ 施設整備業務

本施設を整備するために必要な以下の業務

(7) 設計業務

(1) 建設業務

ウ 施設運営業務

本施設を運営するために必要な以下の業務

(7) 本施設の運転管理業務

- (イ) 本施設の維持管理業務
- (ロ) 施設運營業務期間終了後の市への引継ぎ業務

(7) 事業期間

本事業は、本事業の実施に関する契約(以下「事業契約」という。)の締結日(平成25年6月予定)から平成49年3月31日までの約24年間を事業期間とします。

そのうち、施設整備期間は、事業契約の締結日から平成31年6月30日までの約6年間とし、平成29年3月31日に新工場棟を市に引き渡すものとします。

また、施設運営期間は、新工場棟の引渡日の翌日から平成49年3月31日までの20年間とします。

(8) 対価の支払

市は、本事業の実施の対価について、次のア及びイに掲げる費用を事業者又は運営事業者に支払います。

ア 施設整備費

市は、本施設の整備を実施する事業者(以下「施設整備企業」という。)に対して本事業における施設整備業務の実施の対価(以下「施設整備費」という。)を支払います。支払は、基本的に出来形に応じて年度毎に支払うものとします。

イ 施設運営費

市は、運営事業者に対して本事業における施設運營業務の実施の対価(以下「施設運営費」という。)を支払います。支払は、施設運營業務が適正かつ確実に遂行されたことを市が確認したうえで、4半期毎に支払うものとします。

(9) 本事業の実施に関する協定等

市は、本事業の実施にあたり、次のアからエまでに掲げる協定等を事業者又は運営事業者と締結します。なお、事業契約は、次のイからエまでに掲げる基本契約、施設整備請負契約及び運營業務委託契約から構成されるものとします。

ア 基本協定

市は、事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結します。

イ 基本契約

市は、事業者及び運営事業者との間で、本事業を実施するために必要な基本的事項を定めた基本契約を締結します。

ウ 施設整備請負契約

市は、施設整備企業との間で、本施設を整備するために必要な事項を定めた施設整備請負契約を締結します。

エ 運營業務委託契約

市は、運営事業者との間で、本施設の運営を実施するために必要な事項を定めた運営業務委託契約を締結します。また、運営事業者は、本施設の運営を実施する事業者（以下「施設運営企業」という。）との間で本施設の運営を実施するために必要な事項を定めた契約を締結します。

(10) **遵守すべき法令及び許認可等**

事業者及び運営事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令、条例等を遵守するものとします。

2 実施方針に示したDBO方式により本事業を実施する場合の評価

(1) **コスト算出による定量的評価**

本事業について、市が既存クリーンセンターの整備及び運営において実施してきた発注等の事業方式（以下「従来方式」という。）により本事業を実施する場合の公的財政負担の見込額の現在価値¹（以下「従来方式のLCC（Life Cycle Cost）」という。）と、実施方針に示したDBO方式により本事業を実施する場合の公的財政負担の見込額の現在価値（以下「DBO方式のLCC」という。）の比較を行うに当たって、その前提条件を「別紙 定量的評価の根拠」のとおり設定しました。ただし、これらの前提条件は市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案を制約するものではありません。

上記の前提条件のもとで、従来方式のLCCとDBO方式のLCCを算定して比較すると、DBO方式により実施する場合は、従来方式により実施する場合に比べて約9%下回る結果となりました。このため、従来方式により実施する場合よりもDBO方式により実施する場合にVFM（Value For Money）²が見込まれる結果となりました。

(2) **DBO方式により本事業を実施することの定性的評価**

本事業においては、DBO方式により実施することにより、主に、以下のような効果を期待することができます。

ア 効果的な施設運営を行うためのノウハウなどを施設計画に反映できる

施設の整備から運営までを一括して発注することにより、施設整備を行う時点で施設運営を行う事業者が特定されており、当該事業者が保有する運営ノウハウ

¹ 現在価値とは、複数年にわたる事業の経済的価値を図るために、将来価値を一定の割引率で置き換えたものです。

² VFMとは、「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方であり、ここでは、従来方式により本事業を実施する場合とDBO方式により本事業を実施する場合のサービス水準が同一であるとした上で、DBO方式のLCCが従来方式のLCCを下回ればDBO方式のLCCの側にVFMがあることとなります。

が活用しやすいように施設計画を行うことが可能になり、施設運営期間におけるサービス水準の向上が期待されます。

イ 長期的な展望に基づいた効果的な施設運営に民間事業者の能力を活用できる

施設運営業務を長期複数年にわたり包括的に民間に委託することにより、施設運営業務における経験と技術の蓄積が図られ、複数年にわたる業務改善効果が期待できるなど、長期的な展望に基づいたサービス水準の向上が期待されます。

ウ 施設運営期間における市の財政負担を平準化することができる

施設運営業務を長期複数年にわたり包括的に民間に委託することにより、基幹的設備の更新や補修などによる維持管理費の変動が抑えられ、施設運営期間における市の財政負担の平準化が可能になります。

(3) 総合的評価

以上のことから、本事業は、DBO方式により実施することにより定量的評価及び定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できます。また、このことは、実施方針公表後の民間事業者からの意見招請の結果からも、十分に実効性があるものと判断されます。このため、本事業をPFI法第6条に規定する手続に準じて、本事業をDBO方式により実施することが適切であると認められる特定事業に相当する事業として選定します。

別紙 定量的評価の根拠

1. 従来方式のLCCとDBO方式のLCCとVFMの値		
項目	値	備考
従来方式のLCC(現在価値ベース)	19,044 百万円	事業費の他、市側経費を含む。
DBO方式のLCC(現在価値ベース)	17,347 百万円	事業費の他、市側経費を含む。
VFM(金額)	1,697 百万円	-
VFM(割合)	8.91%	÷

2. VFM検討の前提条件(1)		
項目	値	算出根拠
割引率	4.0%	・ 「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」をふまえ、4.0%に設定した。
物価上昇率	考慮していない	・ 事業契約において物価変動に伴う対価の改定を予定しているため事業費の算定においては考慮していない。
リスク調整値	考慮していない	・ 民間事業者に移転するリスクについては定量化が困難であるため考慮していない。

- 1 上記に加えて、税の還元等の調整として、市が支払う消費税及び地方消費税のうち市に還元すると想定される地方消費税相当分(約0.5%)、法人住民税のうち市町村税を還元している。

3. 事業費などの算出方法			
項目	従来方式の LCC の費用の項目	DBO 方式の LCC の費用の項目	算出根拠
利用者収入などの算出方法			
施設整備業務にかかる費用の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・設計監理費 ・建築工事費 ・プラント工事費 ・保険料等 ・市側人件費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計監理費 ・建築工事費 ・プラント工事費 ・保険料等 ・市側人件費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来方式の LCC の各経費については、事業実績を基に、関係事業者からの参考見積り、ヒアリングなどを参考に算定した。
運營業務にかかる費用の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・施設一般管理費 ・水光熱費 ・運転管理費 ・市側人件費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設一般管理費 ・水光熱費 ・運転管理費 ・市側人件費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・DBO 方式の LCC の各経費については、事業実績や市場動向等を参考とするとともに、本事業における整備内容をふまえ、民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を考慮して算出した。
維持管理業務にかかる費用の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 ・補修費 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 ・補修費 	
資金調達にかかる費用の算出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金対象となる施設整備費の 1/2 (一部は 1/3) を交付金により調達 ・施設整備費のうち交付金対象外の 90% を起債により調達することによる金利負担 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金対象となる施設整備費の 1/2 (一部は 1/3) を交付金により調達。 ・施設整備費のうち交付金対象外の 90% を起債により調達することによる金利負担 ・補修費の変動に応じて一時的に不足する資金を短期借入金で調達。 ・水光熱費を除く維持管理運營業務費用の 10% に相当する資本金を調達。 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進交付金を活用。 ・地方債については、起債金利 1.0%、3 年据置、15 年償還で元利均等払。 ・短期借入金利は 1.6%。 ・資本金 IRR は 3.6%。
その他の費用	・	・SPC 運営費用	・過去の PFI 事業等の実績を参考として設定。